◆いじめ発生時の対応フローチャート◆

いじめの疑い（訴え・通報・アンケート・兆候・懸念）

校　長 ⇔ 教　頭 ⇔ 生徒指導主事

《御薗小学校いじめ防止等対策推進委員会》
意思決定者：校長
構成員　・教頭　・生徒指導主事
・学年主任　・特別支援コーディネーター
・養護教諭　・当該児童担任教諭
（スクールカウンセラー）

市教育委員会
・第１報
・確認結果の報告

初期対応
①事実確認・情報収集

重大事態

いじめと認定

県教育委員会

【いじめに対する措置】
御薗小学校いじめ防止等対策推進委員会を中心に
①事実関係の確認・整理（認定前の調査に加えた再調査も含む）
②指導方針の決定、指導体制の確立
・対象児童生徒･保護者、いじめを行った児童生徒･保護者への支援、指導
・他の関係児童生徒への指導
・全体（全校・学年・学級）への指導
③関係機関との連携
④継続指導、経過観察
⑤事態収拾の判断
⑥再発防止に向けての予防的取組
※事案の内容により、**学校いじめ防止等対策校内委員会に外部の**専門家を加えるなど、教育委員会と連携を図り実効性の高い取組に努める。